

三原市ファーストマイホーム応援事業補助金のご案内

地域社会の活性化を図るため、三原市内において、新たに住宅を取得する若年層（40歳未満の夫婦、子育て）世帯を応援します！



【概要】 ※契約前に申請が必要です。

概要は次のとおりですが、詳細な要件などについては、お問い合わせください。

対象世帯	40歳未満の夫婦世帯または15歳未満の子がいる世帯	
	●移住世帯 交付申請時、世帯員全員が1年以上市外に在住している世帯	●定住世帯 市が指定する分譲地を購入して住宅を新築する世帯
内 容	市内において新たに住宅を取得し、定住する世帯	
補助金額	限度額：100万円 ※ただし、次のうちいずれか低い額となります。	
	(1) 50万円に、次の金額を加算した額 ア 新婚世帯（婚姻1年未満）10万円 イ 15歳未満の子1人につき10万円 (2) 土地取得費用を除いた住宅取得費用の10分の1を乗じた額（千円未満を切り捨て）。さらに、中古住宅取得の場合、改修費用の2分の1を加算（千円未満を切り捨て）	(1) 80万円に、次の金額を加算した額 ア 移住者のみ世帯（世帯員全員が1年以上市外在住）20万円 イ 新婚世帯（婚姻1年未満）10万円 ウ 15歳未満の子1人につき10万円 (2) 土地取得費用を除いた新築費用の10分の1を乗じた額（千円未満を切り捨て） (3) 市分譲地価格に5分の1を乗じた額（千円未満を切り捨て）
そ の 他	※入居後、町内会等の地域活動に参加していただきます。 ※翌年度に入居する場合も対象となります（条件あり）。	



お問い合わせ先

三原市経営企画部地域企画課

電話：0848-67-6011

※申請書は、本庁及び各支所の窓口
に準備しております。また市の
ホームページからもダウンロード
できます。

